

事業年度 . . . 法人名

貸倒引当金の損金算入に関する明細書

①

御注意

「6」欄の「1,000」の分子の空欄には、中小法人の場合には、主たる事業の区分に応じて次の割合に係る分子の数を記載します。なお、大法人の場合には、記載の手引を参照してください。
 (4) (1) 卸売及び小売業(飲食店業及び料理店業を含みます。) 10/1,000 (2) 製造業(電気業、ガス業、熱供給業、水道業及び修理業を含みます。) 8/1,000 (3) 金融及び保険業 3/1,000
 割賦販売法に規定する割賦販売小売業及び割賦購入あつせん業 13/1,000 (5) その他の事業 6/1,000

当期繰入額	1	円	当期前3年以内に開始した各事業年度(設立事業年度である場合には当該事業年度)末における貸金又は一般売掛債権等の帳簿価額の合計額	10	円
個別評価による当期繰入限度額 (旧別表十一(一)付表「19の計」+「20の計」+「21の計」+「22の計」)	2		(10) 同上の各事業年度の数	11	
期末一般売掛債権等の帳簿価額の合計額(22)の計	3		当期前3年の各期又は当期の貸金又は売掛債権等の貸倒れによる損失の額	12	
実績による貸倒れの発生割合(17)	4		当期前3年の各期の損金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額のうち、各期の個別評価による繰入限度額(売掛債権等に係る金額に限る。)に達するまでの金額の合計額又は当期の個別評価による繰入限度額(各期又は当期の(1)又は旧別表十一(一)付表「23の計」のうち少ない金額の合計額)	13	
期末貸金の帳簿価額の合計額(24)の計	5		当期前3年の各期の益金の額に算入された貸倒引当金勘定の金額のうち、その前期の個別評価による繰入限度額(各期において貸倒れ又は個別評価の対象となった売掛債権等に係る金額に限る。)に達するまでの金額の合計額(各期の益金算入額と旧別表十一(一)付表「8の計」のうち少ない金額の合計額)	14	
法定の繰入率	6	1,000	貸倒れによる損失の額等の合計額 (12)+(13)-(14)	15	
当期繰入限度額 (3)×(4)又は(5)×(6)	7	円	(15)× 12 同上の各事業年度の月数の合計	16	
公益法人等・協同組合等の当期繰入限度額 (3)×(4)× $\frac{116}{100}$ 又は(5)×(6)× $\frac{116}{100}$	8		実績による貸倒れの発生割合 $\frac{(16)}{(11)}$ (小数点以下4位未満切上げ)	17	
繰入限度超過額 (1)-(2)+(7)又は(8))	9				

売掛債権等の明細

勘定科目	期末残高	売掛債権等とみなされる額及び貸倒否認額	(18のうち税務上貸倒れがあつたものとみなされる額及び売掛債権等に該当しないものの額)	個別評価の対象となつた売掛債権等の額	期末一般売掛債権等の額 (18+(19)-(20)-(21))	実質的に債権とみられないものの額	期末貸金額 (22)-(23)
	18	19	20	21	22	23	24
	円	円	円	円	円	円	円
計							

基準年度の実績により実質的に債権とみられないものの額を計算する場合の明細

基準年度における売掛金等又は一般売掛債権等の額の合計額	25	円	債権からの控除割合(26) (小数点以下3位未満切捨て) 27	
同上の各事業年度末の実質的に債権とみられないものの額の合計額	26		実質的に債権とみられないものの額 (22の計)×27	28